

関西「文化の道」事業「ものがたり街道」Ⅱ 冊子作成 業務委託に係る企画提案募集要領

関西広域連合「文化の道」実行委員会（以下「本実行委員会」という。）では、文化庁平成29年度文化芸術振興費補助金（文化遺産総合活用推進事業）を受けて実施する『関西「文化の道」事業「ものがたり街道」Ⅱ 冊子作成業務』（以下「本業務」という）についての提案を募集しますので、参加を希望する事業者は以下の項目にしたがい、ご応募ください。

1 事業の趣旨・目的

関西各地に多数存在する古典楽劇（能楽・人形浄瑠璃・歌舞伎等）の作品の舞台やモデルとなった場所などの名所の数々を、『関西「文化の道」事業「ものがたり街道」Ⅱ』と題して冊子にまとめて紹介することにより、新たな切り口で関西各地域の魅力を一元的に発信する。

さらに、英語併記版とすることにより、東京オリンピック・パラリンピック等の開催に向け国際的に発信を行う。

なお、本冊子は、平成28年度に作成した『関西「文化の道」事業「ものがたり街道」～十三所巡礼～』に引き続き、その第2弾として作成するものである。

2 業務概要

- (1) 業務名 関西「文化の道」事業「ものがたり街道」Ⅱ 冊子作成業務
- (2) 業務内容 別添「作成仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 契約締結の日から平成30年2月15日（木）まで
- (4) 委託上限額 4,516,500円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者であっては更生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 関西広域連合を構成する2府6県4政令市（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市。以下「構成府県市」という。）の税、消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- (4) 企画提案募集に係る公告の日から企画提案の特定の日までの期間に、構成府県市の競争入札において指名停止又は参加資格停止措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
 - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的

- をもって暴力団の利用等をしている者
- エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。
- (7) 構成府県市に事業の拠点（本店のほか支店、出張所、営業所等を含む）を有する者。

4 参加手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

関西広域連合「文化の道」実行委員会事務局
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府文化スポーツ部文化交流事業課内
電話 075-414-4279 FAX 075-414-4223
メールアドレス bunkakoryu@pref.kyoto.lg.jp

(2) 募集要領等の配布

ア 配布期間：平成29年7月21日（金）～平成29年8月24日（木）
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

イ 配布場所及び受付場所

上記（1）の担当部署で配布するほか、関西広域連合ホームページ
<https://www.kouiki-kansai.jp/contents.php?id=2855>
からダウンロードできる。

(3) 応募書類の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限：平成29年8月24日（木）午後5時必着

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所：（1）に同じ。

ウ 提出方法：持参（平日の午前9時～午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）

(4) その他

2者以上によるグループでの提案も可能とするが、そのうち代表者とのみ委託契約を締結する。その場合においては、本業務全体の進行管理、とりまとめ等は代表者の責任において行うこと。

なお、グループの構成員が別のグループの構成員となり、または単独で応募することはできない。

5 事前説明会

本業務に係る仕様及び本プロポーザルに関する事前説明会は実施しない。

6 質疑・回答

(1) 受付期間：平成29年7月21日（金）～平成29年7月31日（月）午後5時必着

(2) 質疑方法：持参のほか、郵便、FAX又は電子メールにより、4（1）に提出すること。

(3) 質疑様式等：様式は自由とするが、次の点に留意して記載すること。

ア 件名は『関西「文化の道」事業「ものがたり街道」Ⅱ冊子作成業務に係る質問』とすること。

イ 質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号、FAX 番号及び電子メールアドレスを記載すること。

ウ 質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。

エ 企画提案書の審査に係る質問、関西の古典楽劇及び伝統文化等に係る質問には回答できない。

(4) 回答日時：平成 29 年 8 月 7 日（月）

(5) 回答方法：質問への回答は関西広域連合ホームページ

[\(<https://www.kouiki-kansai.jp/contents.php?id=2855>\)](https://www.kouiki-kansai.jp/contents.php?id=2855)

に掲示し個別には回答しない。

7 応募書類

(1) 提出書類

別記 1 「企画提案応募提出書類一覧」のとおり

(2) 企画提案書の作成方法

別添の作成仕様書により、企画内容、提案事項、スケジュールなどを図・表なども用いて提案書を作成し、別記 1 に掲げる書類とともに提出する。

用紙は A 4 判（図表等については A 3 判を A 4 判に折り込むことも可）とする。

企画提案書（その他の提出書類を除く。）のページ数は、表紙を含め 10 ページ以内とする。

なお、真に必要な場合を除き、個人の情報や、これらを類推できるような事項を記載しないこと。

(3) 提出された応募書類の取扱い

ア 提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。

イ 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

ウ 提出された応募書類は返却しない。

エ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

オ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

8 評価方法等

(1) 評価基準

別記 2 「評価基準」のとおり

(2) ヒアリングの実施

提出された応募書類について、必要に応じてヒアリングを行うこととする。ヒアリングを行う場合には、応募者に別途通知する。

(3) 評価方法

提出された応募書類及びヒアリング（必要に応じて実施）について、評価基準に基づいて、本実行委員会において評価する。

(4) 候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者の内、(3) の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金

額の範囲内で価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ウ 価格提案書のコличествоが2(4)の委託上限額を超える場合
- エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 本実行委員会委員及びアドバイザーに対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

9 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。なお、選定された参加者の氏名又は団体名は公表できるものとする。

10 契約手続

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と本実行委員会との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。
- (2) 受託者は契約金額の100分の5の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、関西広域連合財務規則99条第2項各号に該当する場合は契約保証金を免除する。
- (3) 契約代金の支払いについては、原則精算払いとするが、本実行委員会が必要と認めた場合は前金払いとすることがある。
- (4) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

11 その他

- (1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- (2) 企画提案書及び価格提案書については、1者につき1提案に限る。
- (3) 参加表明書を提出した後、企画提案書及び価格提案書の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、本実行委員会から指示があった場合を除く。
- (4) 参加表明書を提出した後、本実行委員会が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 提出書類の作成、提出及びヒアリング等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (6) 企画提案書作成のために本実行委員会から受領した全ての資料は、本実行委員会の許諾を得ないで、公表し、又は使用してはならない。
- (7) 審査内容については公表しない。また、審査内容及び評価結果についての異議申立ては認めない。
- (8) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位とする。
- (9) 次の要件のいずれかに該当する場合には、契約に係る相手方の選定を取り消すことがある。
 - ア 応募者が3の参加資格を有すると偽った場合又は参加資格を失った場合
 - イ 提出書類に虚偽の内容が掲載されていた場合

(10) 成果物及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は、受託者が納品前に処理を行うこととし、その経費は委託費に含むものとする。本事業に関する著作権（制作過程で作られた素材等の著作権も含む。）その他の権利は、すべて本実行委員会に帰属するものとする。

(11) 参加者が1者の場合は、本プロポーザルを中止することがある。

別記1 「企画提案応募提出書類一覧」

提出書類		部数	備 考
1	参加表明書	1部	
2	企画提案書	17部 (正本1部、 副本16部)	別記2「評価基準」の審査項目及び別添作成仕様書に記載の業務内容に準じて作成し、以下の事項を記載 ・レイアウトを含む具体的な内容提案及びサンプルページ ・業務スケジュール
3	価格提案書 (見積書)	17部 (同上)	提案内容に応じて価格提案書(見積書)を作成 ・価格提案(見積)の根拠となる積算内容数量の明細 ・再版を行うこととした場合に想定される経費(本経費は2(4)の金額に含まない。)
4	会社概要	17部 (同上)	既存のパンフレット等でも可
5	実績調書	17部 (同上)	本業務に類似した業務の実績及び成果物(最長過去5年間まで) ※事業名称、発注者、事業期間、内容などを記載
6	グループ 構成員表等	1部	グループ応募の場合は、代表者名と構成員名を記載した書類及び各構成員からの委任状

別記2 「評価基準」

審査項目		評価の着眼点	評価のウエート
企画提案にあたっての基本知識・理解	能楽・人形浄瑠璃・歌舞伎等、古典楽劇についての基本的な知識や理解を有しているか。	極めて優れている	15
		優れている	12
		普通	9
		やや劣る	6
		劣る	3
			15
冊子作成の実務能力	冊子を作成する上でのデザイン及びレイアウト等、効果的な編集を行う能力を有しているか。	極めて優れている	15
		優れている	12
		普通	9
		やや劣る	6
		劣る	3
			15
業務の実施体制	実施にあたり十分な人員の確保があり、充実した体制での業務が期待され、適正な業務スケジュールが示されているか。	極めて優れている	10
		優れている	8
		普通	6
		やや劣る	4
		劣る	2
			10
過去の実績	過去において本業務に類似した業務の実績があるか。	豊富である	5
		やや豊富である	4
		普通	3
		やや少ない	2
		少ない	1
			5
見積金額	提案内容に見合った適正な金額となっているか。 〈経費の見積額／委託予定上限額〉	0.91以下	5
		0.92以上0.94以下	4
		0.95以上0.97以下	3
		0.98以上1.00以下	2
		1.01以上	無効
			5
			50